

平成 27 年度 活動計画書



社会福祉法人元気の里とがち
法人本部事務局

1 提案の趣旨～

当法人の27年度事業計画は、帯広市清流の里周辺の住民(南圏域)、および、音更町学童保育園(木野東及び下士幌)においてトータル的な包括ケアシステムを確立するよう、以下の事業提案をしております。

(1) 小規模多機能居宅介護

地域包括ケアシステムのメインとなる小規模多機能居宅介護事業所を併設し、宿泊室も個室9室を確保します。通い15名が楽しく交流でき、かつ生活リハビリを取り入れた筋力低下の予防に努めます。認知症などの症状が出てきた場合には、併設する認知症高齢者グループホームへの待機者として登録し、圏域内での生活を継続する事が可能となります。

(2) 家族宿泊室

遠方より面会に来た家族、又は利用者を外泊・外出させる事に不安がある家族のため、清流の里及び元気の里さらべつ内に家族宿泊室を設置します。

(3) 地域交流サロン” ワクワク広場”

地域交流サロン” ワクワク広場”を併設し、地域住民が気兼ねなく利用できるスペースを開放します。町内会や老人クラブと協力しながら、閉じこもりがちな独居高齢者との交流、介護老人福祉施設の栄養士や調理員による料理教室、看護師による健康講座、介護士による介護講座等を企画し、地域の介護予防に貢献します。

また、子育て中のパパママの交流施設を整備し、地域の子育てサークル等に施設を解放します。

子供の発達にかかせない料理教室、病気の予防等について、法人の栄養士などが講座を開催します。

この建物の中にはセルフカフェも設置し、子供が遊ぶ様子を見ながら交流を深められる創りとします。

(5) 認知症対応型共同生活介護

3市町村にまたがる認知症高齢者グループホーム8ユニットの運営を継続します。

既に清流の里圏域では認知症高齢者グループホームを含む、複合型施設に併設する事で看護職員が常に勤務している安心感、及び一般状態が低下した場合でも小規模多機能

の特殊浴槽を活用できるメリットなどがあります。これにより、グループホームの看取りも医療専門職のサポートにより実現が可能となると考えています。

※グループホームにおける認知症ケアは、当法人が介護保険施行時から行っている事業で、開設中の施設は常に満床で、待機者が大勢いる状態です。地域における法人の認知度は高いと考えています。

(6) サービス付き高齢者向け住宅

清流の里内にサービス付き高齢者向け住宅を建設しました。介護保険の対象施設とは渡り廊下で結び、入居者の24時間の見守りを実施します。

この、住宅は厚生労働省・国土交通省が推奨する住宅であると共に、行政からの立ち入り調査も法律で可能としている安心な住宅です。

定員21名。すべての部屋で生活保護者が入居できる料金設定にしています。希望があれば、小規模多機能型居宅介護事業での福祉サポートを可能とします。

(7) 学童保育事業

平成27年度から委託された木野東学童保育所及び下士幌学童保育所の運営の基盤を固めます。特に民営委託後の一年目として様々なアイデアを提案してまいります。高齢者との交流なども検討してまいります。

以上のサービスを複合施設として効果的に融合させることにより、利用者のニーズが包括的に完結でき、満足できるシステムとなる事を約束し当法人の計画趣旨といたします。

社会福祉法人 元気の里とまち

2 社会福祉法人元気の里とかちの理念

社会福祉法人元気の里とかちは、平成 23 年 4 月 1 日に各関係者のご理解の元、社会福祉法人格を取得いたしました。この法人は平成 12 年 6 月に認証となった「NPO 法人元気の里とかち」からの事業を継承しており、今年で 14 年目に突入しました。

下記の 3 つの理念に向かい民間社会福祉事業者としての役割を果たしてまいります。

法人の理念

“利用者満足”

“尊厳の保持”

“個別ケアの充実”

(1) “利用者満足”

企業に求められているもの、それは「顧客を 100%満足させる事」である。

社会福祉法人元気の里とかちの全ての利用者が 100%満足いただけるサービスを提供する事こそが私たちの与えられた使命だと考えています。

(2) “尊厳の保持”

介護保険法や虐待防止法では、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種制度が設けられている。

社会福祉法人元気の里とかちは常に利用者の立場に立ち、ソーシャルインクルージョンを実践します。

※ソーシャルインクルージョン=包括的社会・包含的社会と訳され、2000 年 12 月に厚生労働省でまとめられた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」には、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う、ソーシャルインクルージョンの理念を進めることを提言している。ここではノーマライゼーションを更に進めた理念であると解釈している。

(2) 法人理念

(3) “個別ケアの充実”

全ての施設の全ての援助者は、一人ひとりにあったケアを実践してきたはずである。ただ、それは本当に利用者本位、利用者中心の考えに基づいたものだったのだろうか。

社会福祉法人元気の里とかちはエンパワメントアプローチを展開し、利用者のニーズがキャッチできる援助技術を磨きます。

※エンパワメントアプローチ＝「差別・偏見などの対象となり本来有している力を発揮しきれない状態にある人々に対して、その力を引き出す援助技法」である。1976年、米国のソロモンが差別・偏見を経験する黒人に対する援助実践の枠組みとしてこの概念を提示した事から始まった。自ら問題解決を図るアプローチの方法である。

3 社会福祉法人元気の里とかちの基本方針

(1) 事業の信頼性

法人が経営する事業は公的サービスの趣旨のもと法令順守は絶対です。適正な法人運営を行う為、各事業所間でのチェック体制は勿論の事、法人本部での再確認、理事会及び監査による管理体制の強化を行います。

(2) 苦情相談窓口

利用者及び家族から苦情がある場合、適切な人材や適切な第3者機関と連絡が出来るよう、事業所に見える場所に周知されているか等の確認を徹底します。

(3) 人権に対する考え

高齢者や子どもの虐待および自殺、同業者による施設内虐待も増加しています。職員は、その行為自体が虐待だと気づかない場合もある事から虐待に対しての研修会等を企画し、更には高齢者のみならず、児童・ひとり親家庭・障がい者の人権に対する考えも学習していきます。

(4) リスク管理

認知症の離設や疾病管理、日常の健康管理の不注意等、安全管理に対する考え方を再認識し、ヒヤリハットの収集や分析も同時に行い、利用者が安心して施設を利用いただける環境を作ります。

(2) 法人理念

(5) 人事管理

専門家を交えた人事考課制度の見直しを行い、職員のやる気が引き出せる体制を作り上げます。

(6) 地域との連携

地域密着型の福祉サービスを展開している”元気の里とかち”が担うべき役割は非常に大きいと考えています。少子高齢化が進行する市町村において、きめ細やかなサービスの充実が一層求められていると思います。地域に暮らす方達との交流をとおして高齢者世帯・独居世帯・障がい者世帯・ひとり親世帯等を把握し、安否確認や地域のよろず相談所を目指します。

(3) 事業所理念

4、事業所の基本理念・基本方針

社会福祉法人元気の里とかちか運営する事業所は、認知症対応型グループホームの5事業所8ユニットが3市町村にまたがり事業を行っています。今回の帯広市第5期介護保険事業計画により清流の里に事業所を開設。新たに子ども事業にも挑戦していきます。

(1) 事業所の概要

	事業所名	定員	開設年月日	市町村
1	グループホーム元気の里（おとふけ）	9人	平成12年12月	音更町
2	グループホーム元気の里さらべつ	18人	平成14年4月	更別村
3	グループホーム元気の里おびひろ	9人	平成14年12月	帯広市
4	グループホームひびき野	18人	平成22年3月	音更町
5	多機能ホーム「清流の里」 小規模多機能型居宅介護	25人	平成27年3月	帯広市
6	多機能ホーム「清流の里」 認知症グループホーム	18人	平成27年3月	帯広市
7	多機能ホーム「清流の里」 サービス付き高齢者向け住宅	21人	平成27年3月	帯広市
8	多機能ホーム「清流の里」 地域交流サロン”ワクワク広場”	20人	平成27年3月	帯広市
9	木野東学童保育所	210人	平成27年4月	音更町
10	下士幌学童保育所	60人	平成27年4月	音更町

(2) 事業所の基本理念

地域密着型事業はNPO法人から継承し、15年の歴史を刻んでいる事から運営の基本は完成されているものとする。新たな地域密着型事業所が加わる事で、とかちからの期待度は益々大きくなるものと考えられ、時代をリードする事業所運営が必要とされています。

社会福祉法人に与えられている使命を全職員が理解し、個々に学習すると共に、各事業の問題点を洗い出し、計画的に事業がすすめられるよう取組んでいきます。

(3) 事業所理念

(3) 事業計画

①事業所の基本方針(入所系施設)

1. ご利用される方をありのままに受け入れ一人ひとりの時間が持てるように努めます。
2. 暖かく元気の詰まった家庭をみんなで作ります。
3. ご利用される方の出来る事、出来ない事を見極め活力ある生活を送れるようにお手伝いします。

②事業所の基本方針(通所系施設)

1. その人らしさを大切にします。
2. 寄り添い、馴染みの関係を作り、一人ひとりにあったサービスを提供します。
3. 安心で元気になれる生活をお手伝いします。

③事業所の運営方針

ア 各種日課や行事、介護計画の見直し

行事計画やレクリエーション計画、介護計画の見直しを行います。

誕生会や季節の行事、その他の行事計画は利用者が期待する以上の効果をもたらしているか。時にそれは職員の満足のみであり利用者の尊厳は守られているか。

介護計画書も同様、本人の持つ力を発揮できるような計画か。全ては法人理念及び事業所理念にある個々のニーズに対応できる企画・立案がなされているかをあらためて検証します。

イ 事業所内の情報共有の徹底

介護職の勤務は交代制であり、情報を共有する仕組みが必要となります。疾病、入通院、面会、介護計画、ADL等。どの情報が欠けても利用者の生命に関わる問題と直面します。

各種記録内容の確認は当然の事、「報告・連絡・相談」の『報連相』を徹底し情報の共有を密にします。

また、施設内の情報はパソコンでデータを共有、システム化し、ケア記録や日誌の大部分の個人データはシステム業者のサーバーで一括管理すると共に、各事業所にデータを残しません。

(3) 事業所理念

ウ 職員それぞれのスキルアップ

新卒や業務経験者など、介護者の技術力及び経験値は様々です。職場内研修の参加・職場外研修の参加を行い、個々のスキルアップを図ります。又、職員が自主的に行う各種検討委員会の取組を今後も継続、高く評価し、企画する・検討する・報告する等、職員の考える力を強化しながらモチベーションを高めます。

エ 事故防止・身体拘束廃止の徹底

職場内研修や職場外研修を開催し「事故防止・身体拘束廃止」による検討委員会につなげていきます。各事業所に備え付けている離設時の緊急対応マニュアルが本当に機能するかをシュミレーションし、見直しを図っていきます。

以 上